

平成 21 年 7 月 17 日

意見書

名称 山口放送株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 岩田 幸雄
所在地 山口県周南市大字徳山 5 8 5 3 番地の 2

通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成 20 年諮問第 14 号>答申(案)」に対する意見

項目	意見
4. コンテンツ規律 「(3) 具体的規律 ⑤再送信制度の在り方 イ 裁定制度」	実態として裁定制度が区域外再送信の強制同意にのみ運用されており、このような非対称な制度の継続は、放送全体の健全な発展を妨げるものである。 よって現行の大臣裁定制度は撤廃すべきである。

以上